

令和元年度

凍 結 防 止 剤
(塩化ナトリウム)

単 価 契 約 仕 様 書

長 野 県 道 路 公 社

1 適用範囲

本仕様書は、長野県道路公社（以下「発注者」という。）管内で使用する凍結防止剤（塩化ナトリウム）の単価契約に適用します。

なお、本仕様書に明記されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとします。

2 購入品名

塩化ナトリウムを主成分とした凍結防止剤とします。

3 代金の支払い

物品調達契約書第5条の規定に基づき、代金の支払いの請求を行う場合は、月合計額を請求するものとします。

（1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）

4 購入期間

購入期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日までとします。

5 納入指示

納入の指示は発注者が行い、それに従い迅速かつ確実に納入しなければなりません。

6 納入場所及び購入予定数量

納入場所は、三才山トンネル有料道路管理事務所長、新和田トンネル有料道路管理事務所長、松本トンネル有料道路管理事務所長が指定する場所とします。期間内の購入予定数量は3所の合計で25 tとします。

なお、購入予定数量とは、過去の実績等から想定したものであり、購入を約束するものではありません。

7 凍結防止剤の規格

納入する凍結防止剤は、下記の規格を満足するものでなければなりません。

（1）成分濃度

塩化ナトリウム（NaCl）成分が95%以上の製品。

（2）粒度

中心粒径が2.8mmから5.6mmが85%以上で長野県道路公社が行う固形剤散布作業に支障のないもの。

（3）重金属イオン類

凍結防止剤10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表-1の基準に適合すること。

12 数量の検測

数量の検測は、契約書類及び発注者の指示に従って納入されたと発注者が認めたそれぞれの数量で行うものとします。

13 契約単価について

支払いは、前項の規定に従って検測したそれぞれの数量に対し、1 t 当りの契約単価で行うものとします。この契約単価には、凍結防止剤の原価、販売手数料、運搬費、充填費、袋代、保管料、発注者倉庫への倉入れ（発注者が指定する倉庫内への積重ねを指す）、空袋処理費等、凍結防止剤の納入に要するすべての費用を含むものとします。

14 その他購入細部に関する事項

(1) 運搬計画書の提出

受注者は、契約締結後速やかに薬品の運搬計画書（薬品製造工場名及び所在地、貯蔵所の所在地及び貯蔵能力、運搬経路及び各々の業者名及び所在地等）を発注者に提出しなければなりません。

(2) 連絡体制の確立

受注者は、契約締結後速やかに連絡体制を確立し（特に夜間、日曜、祝祭日、の体制については十分に計画・検討のこと）、各担当、責任者及び連絡先等を発注者に提出しなければなりません。

(3) 納入に関する注意事項

受注者は、発注者から納入指示を受けた場合には、指示された数量を指定された場所に指定された日時までに納入しなければなりません。